

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年(2022年)6月1日付け令4健康増進第343号で行った公文書開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年5月24日付で、実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容のとおり、公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

<内容>

ワクチン接種歴別の新規陽性患者数（山口県版）

※2021年4月～12月については月別

2022年1月～5月直近分については週別

分類 { 未接種(接種別ではあるが月日未記入の分を算入しない)
1回、2回、3回、不明

2 実施機関の処分

実施機関は、令和4年6月1日付けで、本件請求に係る公文書は、作成・取得されておらず、存在しないとして、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年6月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件請求に係る情報の管理実態について

本件請求につき、実施機関は、本件請求に係る公文書は作成・取得されていないとして本件処分を行ったが、審査請求人は、本件請求に係るデータを実施機関は保有しており、抽出も可能と主張していることから、当審査会から実施機関に対し、審査請求人の要求する項目を含めたデータ管理の実態について説明を求めたところ、以下のとおりであった。

(1) データ管理の実態について

請求人が開示を求めている公文書（ワクチン接種歴別の新規陽性患者数（山口県版））の例示としての厚生労働省作成の表は、国のシステムから厚生労働省が直接集計したデータによって作成されたものであって、山口県がとりまとめて国に報告したデータを基に作成されたものではなく、また、山口県版は作成していない。

当該公文書を作成するためには、次の①～③のデータが必要となる。

- ① 新規陽性者数（年齢区分別）
- ② ワクチン接種者数（年齢区分別）
- ③ 新規陽性者の個人毎の接種歴と年齢区分

上記データの管理状況は、次のとおりである。

- ①については、県コロナ対策室において作成・保有。
- ②については、ワクチン接種実施機関（医療機関、市町等）が、VRS（ワクチン接種記録システム）を通じて国に報告し、その後、国が報告データを取りまとめ。
なお、国がとりまとめたデータについて、県において閲覧・ダウンロードが可能。
- ③については、各県の保健所において、医療機関からの発生届や保健所による疫学調査により取得し、個人毎の簿冊（紙ベース）を作成・保有している。

(2) 存在を確認した公文書について

実施機関の保有する公文書としては、令和3年8月から同4年1月までの間に作成・公表された次の文書①～④及び電磁的記録①～⑯が存在する。

<保有する公文書>

[文書①] 「新規感染者のワクチン接種状況（8/1～8/12）」

（「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」第25回本部員会議

(R3. 8. 13) 資料の一部)

- [文書②] 「ワクチンの接種効果」 新規感染者 (8/1～8/24)
(上記「対策本部」第26回本部員会議 (R3. 8. 25) 資料の一部)
- [文書③] 「ワクチンの接種効果 (8/1～9/8) 」
(上記「対策本部」第27回本部員会議 (R3. 9. 9) 資料の一部)
- [文書④] 「ワクチンの接種効果 (8/1～9/21) 」
(上記「対策本部」第28回本部員会議 (R3. 9. 22) 資料の一部)
- [電磁的記録①] 「新規感染者 (8/1～8/31) 」のうちのブレークスルー感染者 (山口県庁ホームページに掲載) (※)
- [電磁的記録②] 「新規感染者 (8/1～9/13) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録③] 「新規感染者 (8/1～9/27) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録④] 「新規感染者 (8/1～10/4) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑤] 「新規感染者 (8/1～10/11) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑥] 「新規感染者 (8/1～10/18) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑦] 「新規感染者 (8/1～10/25) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑧] 「新規感染者 (8/1～11/1) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑨] 「新規感染者 (8/1～11/8) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑩] 「新規感染者 (8/1～11/15) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑪] 「新規感染者 (8/1～11/22) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑫] 「新規感染者 (8/1～11/29) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑬] 「新規感染者 (8/1～12/6) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑭] 「新規感染者 (8/1～12/13) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑮] 「新規感染者 (8/1～12/20) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑯] 「新規感染者 (8/1～12/27) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)
- [電磁的記録⑰] 「新規感染者 (8/1～1/3) 」のうちのブレークスルー感染者 (同上)

(※) ブレイクスルー感染者数は、各保健所からの報告を受け計上。

上記公文書を作成した経緯は、以下のとおりである。

<作成した経緯等>

- ① ワクチン接種の効果等についての科学的知見は、国が情報発信を行うものであり、ワクチン接種歴別の新規感染者数については、国が、令和3年7月から随時公表していた。(国は、令和4年8月22日～28日のデータをもって公表終了した)
- ② こうした中、本県では、全国よりも早く令和3年7月末には、接種を希望する高

齢者への 2 回目接種が概ね完了したことから、接種の効果について、8 月から公表を開始。

- ③ その後、本県では、令和3年10月末に、接種を希望する12歳以上の方への2回目接種を概ね完了し、12月からは、3回目接種がスタートしたことから、令和4年1月にその公表を終了し、上記公文書の作成も終了した。

(3) 本件請求に係る対応について

審査請求人が開示を求める公文書は、厚生労働省作成の表の山口県版の数値が分かる公文書であると確認していたことから、求めに該当する公文書は存在せず、却下したものである。

2 本件処分の妥当性について

1 を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

実施機関からの説明によれば、本件請求で審査請求人が求める項目を満たす公文書は保有していなかったこと、そのような公文書を作成するためには、県コロナ対策室で保有するデータや、国が保有し県で閲覧、ダウンロードが可能なデータだけでなく、各保健所で保有する大量の紙媒体のデータの入力・整理が必要であったことが認められ、審査請求人が指摘する実施機関のブレークスルー感染者の状況把握と公表については、実施機関の説明及び公表内容から、ワクチン接種をしても基本的な感染防止対策の徹底が必要であることの啓発が感染拡大防止に必要であることから、感染拡大により各保健所等実施機関の関係部署の業務が逼迫する期間であっても実施されていたものと認められる。

よって、本件請求に係る公文書は作成・取得していないとして本件処分を行ったとの実施機関の説明に特段不都合、不合理な点は認められず、本件請求で審査請求人が求める項目を満たす公文書の作成を可能にするためのデータの入力・整理がされていなかった点についても、大量に存する紙媒体でのデータを統計資料として事後に分析するために入力・整理する作業の実施は、各保健所等実施機関の関係部署の業務の状況を考えれば困難であったと言わざるを得ないことから、実施機関の対応に特段問題があったとは認められない。

3 その他

審査請求人は、実施機関の対応等について種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年 9月 2日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年 7月20日	事案の審議を行った。
令和6年 1月11日	事案の審議を行った。
令和6年 3月22日	事案の審議を行った。
令和6年 6月 3日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
服 部 麻理子	山口大学准教授	
水 谷 芳 昭	公認会計士	部会長職務代理者

(令和5年7月20日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和6年6月3日現在)